

容器包装リサイクル制度の関係者ヒアリングにおいて提示された意見

容器包装リサイクル法の評価

排出抑制

- ・ 容器包装リサイクル法の施行に伴い、事業者の容器の軽量化、薄肉化等の努力により容器包装廃棄物の減量化が促進されるとともに、そのリサイクルの進展により最終処分場の延命に貢献する等消費者、事業者及び市町村の各関係主体がそれぞれの役割を果たすことにより、循環型社会の形成を促進した。
- ・ 容器包装リサイクル法の施行により、大量生産、大量消費及び大量リサイクルを助長し、結果的には、ごみ全体の排出量は減少しておらず、それに伴い、自治体の財政支出が増加し、社会コスト全体は増加している。
- ・ 費用を掛けさえすればリサイクルができるとして、排出抑制が進まない。
- ・ リターナブル容器の利用は低迷している。
- ・ リターナブル容器の減少は、容器包装リサイクル法の施行によるものではなく、社会的諸条件、ライフスタイル、流通構造の変化等を原因とするものである。

消費者の分別排出及び市町村の分別収集

- ・ 容器包装リサイクル法は、消費者、事業者及び市町村の協力並びに役割分担の下、日本型の拡大生産者責任の効果を実証した。
- ・ 分別収集及び分別排出の重要性等について、消費者の認識が高まり、一定の効果が上がっている。
- ・ 市町村において分別収集による作業量が増え、財政的負担が大きくなっており、プラスチック製容器包装等の分別収集の実施に踏み切れない市町村が多い。

再商品化の促進

- ・ 分別収集によって一般廃棄物であった容器包装廃棄物の資源化が促進された。
- ・ ペットボトルのボトルtoボトルのような新たなリサイクル技術が進展し、循環型社会の形成に貢献した。
- ・ 再商品化については、手法や入札制度等に多くの課題が顕在化している。
- ・ リサイクルはコストを無制限に掛けて行うべきというのではなく、掛ける費用と成果との関係を重視すべきである。

国及び地方公共団体による事業者、消費者等への普及啓発

- ・ 容器包装リサイクル法は、国民が日常的に使用、排出する容器包装を対象としたことにより、国民生活やリサイクルに対する意識に影響を及ぼした。
- ・ 容器包装の識別表示等容器包装リサイクル法に関係することが教科書にも取り上げられ、リサイクルに対する子供や保護者等への認識に貢献した。

容器包装リサイクル制度の見直しについて

- ・ 容器包装リサイクル法の見直しに際しての論点・考え方としては、環境効果、経済効率、実現可能性、環境教育などを考えるべきである。
- ・ 循環型社会形成推進基本法に則り、排出抑制を基本として、リサイクルよりもリユースを優先することを明確に位置付けることが必要である。
- ・ 容器包装リサイクル法の仕組みに要するコストは、最終的に消費者が負担すべきである。
- ・ 再商品化手法の優先順位、再商品化製品の市場形成等について検討し、より効率性の高いシステムを目指すべきである。
- ・ 容器包装リサイクル法の急激な変化は、経済的見地から望ましくなく、できるだけ長期的な見通しが得られるような方針が表明されることが望ましい。
- ・ 容器包装のような場合には、拡大生産者責任という考え方は適用が難しい。なぜならば、事業者は費用負担をすべきではなく、システムの構築などは事業者の責務とは言い難い。
- ・ 容器包装のリサイクルは、資源問題全体からすれば小さな問題と言わざるを得ないが、市民に最も関係するリサイクル制度であり、国のリサイクルに関する姿勢が最も顕著に表れる政策であるという意味で重要である。
- ・ 住民から見て分かりやすい制度とすることが必要である。
- ・ 消費者の意識改革に関して何が出来るか考えるべきである。
- ・ 容器の種類ごとの容器包装リサイクル法の限界や課題、問題の所在についての分析が必要である。現行の容器包装リサイクル法の効率的な運用を目指すために、どの点が非効率なのかについて分析的な視点が必要である。

個別課題

1 排出抑制及び再使用

リターナブル容器の利用促進

- ・ リターナブル容器は、環境負荷やコスト等を総合的に勘案し対応することが必要である。
- ・ リターナブル容器は、排出抑制、資源の有効利用等の観点から重要なものであり、消費者の意識改革、回収システムの整備等を検討し、その促進を図るべきである。
- ・ リターナブル容器は、回収システム等の条件が整備されれば、制度として十分に成立する。
- ・ リターナブル容器の回収に手間をかけることになる流通事業者や販売事業者に対して、回収支援金のような経済的インセンティブを導入すべきである。
- ・ リターナブル容器を学校給食等で積極的に活用していくべきではないか。
- ・ リターナブル容器は、その回収に係る輸送距離が長くなるとLCAによる評価においても、環境負荷の低減効果が低くなることから、リターナブルに相応しいものとそうでないものがある。
- ・ リターナブル容器は、ライフスタイルの変化などにより減少しているものである。リターナブル容器の促進については、容器包装リサイクルの枠組みを大きく超えた取組が必要であり、急激な増加は難しいのではないか。

その他の排出抑制策

- ・ 発生抑制や再使用を促進する仕組みを理念にとどめず、具体的な制度としてごみの排出抑制に取り組むべきである。
- ・ レジ袋の有料化やノーレジ袋デーといった取組を促進すべきではないか。
- ・ 事業者が負担する再商品化に要する費用を製品価格に転嫁するよりも、ごみの有料化の方がごみの減量効果は大きい。
- ・ 環境に配慮する企業が消費者から評価され、金融市場からも評価されるような社会を実現する必要がある。

2 分別収集

市町村及び事業者の責任範囲

- ・ 役割・費用の分担は、数字上の均等などで決めるものではなく、容器包装リサイクル法の目的を達成するためには、誰がどの機能・費用を分担すれば最も効率の良いシステムになるかによって決められるべきである。

- ・ 拡大生産者責任の徹底を図り、分別収集から処理までに要する費用について、全て事業者負担とすべきである。
- ・ 市町村の分別収集を通じた税金による不公平な負担を見直すべきである。事業者への費用負担は、製品価格への転嫁を通じて、消費者が負担すべきである。
- ・ 現在、特定事業者に返還している再商品化事業に係る余剰清算金については、分別基準適合物の品質や分別収集の精度の向上等を図る観点から、市町村の分別保管施設等の整備や分別収集に要する費用等に対して助成する等を検討すべきである。
- ・ 分別収集を事業者の責任とすべきである。
- ・ 単純に事業者に負担を負わすのではなく、消費者、事業者及び自治体の責任を定め、社会的総コストの低減に繋がる仕組みを作ることが重要である。
- ・ 市町村の負担が増加したという点に関しては、一方で容器包装リサイクル法によるリサイクルの進展に伴い、最終処分場の延命化等の効果により、市町村のごみ処理費用の軽減に貢献しており、そういった便益とコストの比較検討が必要である。
- ・ 市町村は、自らの選択によって分別収集を行っており、拡大生産者責任による事業者負担を求める前に、市町村自身がどうすべきかを検討すべきである。
- ・ ペットボトル等の容器包装は、市民生活でどうしても排出されてしまうものであり、生ごみ等と同様で、税金を用いて収集することの不公平さは小さい。
- ・ 仮に、分別収集費用の一部を事業者負担とすることを検討するなら、自治体は自らの収集コストの公開を積極的に行うと同時に、最善の効率を実現している自治体の特定を急ぎ、そのコストを分担するというようなことを検討すべきである。
- ・ 市町村の分別収集は非効率な部分があり、このままで事業者が全額負担することは、非効率性の改善には繋がらず、適当ではない。
- ・ 市町村の清掃事業に関する会計制度の見直しや一般廃棄物処理の民営化等も視野に入れた議論を行うべきである。
- ・ 市町村の分別収集作業は、規模のメリットが働きづらい作業である。
- ・ 役割及び費用負担の見直しの際には、市町村の分別収集費用の合理性の検証、規模の適正性を議論する必要がある。

分別基準適合物の品質向上

- ・ 分別収集された容器包装廃棄物に不適合物の混入が多いものがある。それにより適切な再商品化の実施が困難になっていることもある。
- ・ 分別基準適合物に混入する異物等の品質の問題により、リサイクル率が低くなっているものがある。
- ・ 分別基準適合物を市町村から日本容器包装リサイクル協会に引き渡す際にインセンティブやペナルティ等を課す制度を作る必要がある。

店頭回収や集団回収の位置付け

- ・ 小売店が一生懸命店頭回収をしているが、そういう取組がしっかりと容器包装リサイクル法の中にきちんと入って来るようにした方が良い。
- ・ 消費者の責任として、リサイクルステーションの設置などを通じて、住民による共同での資源回収の取組を促進する必要がある。

その他

- ・ 自治体が、住民に対して容器を洗ったりすることをもっと指導すべきである。
- ・ 自治体の引渡申込数量と実際の引渡数量に乖離があり、特定事業者への精算額の発生や再商品化事業者の経営の圧迫要因等の問題が生じている。
- ・ 分別区分を国が統一的に定めるべきである。

3 再商品化

再商品化手法（特にプラスチック製容器包装）

- ・ 再商品化手法の優先順位や再商品化製品の市場形成について検討し、より効率性の高いシステムを目指していくことが必要である。
- ・ その他プラスチックの再商品化手法は、再商品化製品の品質や経済的価値、利用状況、環境負荷への寄与度、費用対効果等を考慮して見直す必要がある。
- ・ その他プラスチックの再商品化手法については、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルの最適な割合を明確にすべきである。
- ・ リサイクル不可能なその他プラスチックについては、サーマルリサイクルを認めるべきではないか。
- ・ その他プラスチックのリサイクル残さについて、RPF等の固形燃料等にすするリサイクルも認めていくべきである。
- ・ マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル及びサーマルリサイクルの

優先順位を維持すべきである。

- ・ その他プラスチックについては、再商品化製品の汎用用途を拡大させていこうとしている中、長期的観点から、マテリアルリサイクル優先を維持すべきである。

再商品化製品の販路拡大

- ・ 再商品化製品の利用市場の形成を図っていくことが重要である。
- ・ 再商品化製品の販路が小さいガラスびんについては、公共事業における利用拡大、エコロジーボトルの推進、技術開発等への助成、税制優遇措置、グリーン購入法による利用拡大、統一規格びんの導入に対する助成等が必要である。
- ・ 地方自治体の地域内でのリサイクルやリサイクル製品の使用の義務化等、地方自治体の取組が必要である。

再商品化義務量のあり方

- ・ 再商品化計画量や再商品化能力を基に再商品化義務量を算定している現状では、排出抑制に繋がらないため、生産量や販売量を基に算定すべきである。
- ・ 再商品化義務量の算定における係数の根拠の解説等、透明性の更なる確保を図ることが必要である。

再商品化に適した容器包装の設計、素材選択

- ・ リサイクルに適した単一素材化、容器等の規格の統一を推進すべきである。
- ・ 現行の容器包装リサイクル法では、複合素材のものが重量比で最も大きい素材に分別されることから、異物の混入等の懸念がある。
- ・ 新たな容器を開発した場合には、現行のリサイクル手法との整合性が担保されているかという観点から情報公開を行い、再商品化事業者が評価しない場合には使用しないといったことが必要である。
- ・ 単一素材で複合素材と同様の機能を持たせようとする場合には、肉厚になる等発生抑制に逆行する可能性があるという問題がある。

その他

- ・ 同一の事業者が複数の再商品化施設で異なるリサイクル手法によりリサイクルしている場合には、トラブルに備えて、施設間での分別基準適合物の移動が可能となるようにすべきである。

- ・ 再商品化施設の新増設に係る審査時期については、当該施設の遊休期間を短縮するよう見直すべきである。
- ・ 再商品化製品の生産は、入札によって限界が決まるが、入札を年2回にする等需要に応じて生産できるようにすべきである。
- ・ 再商品化事業者が安心して設備投資ができるよう、制度の安定性及び継続性を考慮すべきである。
- ・ 分別収集と再商品化事業を同一の事業者が行っている場合には、分別収集後に日本容器包装リサイクル協会に引き渡すべール状の分別基準適合物を一時的に製作しなければならない等効率的でないことから、作業負担の軽減のため、分別収集から選別保管、再商品化に至る業務を一貫して行えるようにすべきである。
- ・ 再商品化事業者の経営の安定及び投資の促進のため、委託契約を複数年にすべきである。
- ・ 市町村の独自処理ルートの特レーサビリティの確保が必要である。
- ・ 消費者が商品選択時にそれに含まれているリサイクルコストが見えるようにすべきである。

4 その他

容器包装の範囲

- ・ 容器包装の対象が分かりづらいため、ただ乗り事業者が発生するおそれもあること等から、対象を分かりやすくすべきである。
- ・ クリーニングの袋等サービスに付随する容器包装についても、対象とすべきである。

事業系容器包装廃棄物の取扱

- ・ 同じ容器包装でも排出場所によって扱いが異なるのは消費者には納得ができない。
- ・ 事業系容器包装廃棄物についても、容器包装リサイクル法の対象とすべきである。

紙製容器包装の取扱

- ・ 市町村では紙製容器包装を他の古紙類と分別する必要を感じていないこと、ドイツやフランスでも紙製容器包装を他の紙類と一緒に収集していること等から、紙製容器包装については、再商品化義務の対象から除外すべきである。

- ・ 紙製容器包装のリサイクルは、従来から資源回収を行っている古紙業界に任せることが最も合理的である。
- ・ 紙製容器包装が容器包装リサイクル法のルート以外で再商品化できるとしても、対象から外すべきではない。

小規模事業者の適用除外

- ・ 小規模事業者についても再商品化義務を課すべきである。
- ・ 小規模事業者も含めた全ての事業者が再商品化費用を負担する制度の構築と運用には、膨大な社会的コストを要する。

ただ乗り事業者対策

- ・ ただ乗り事業者対策は国の責任であり、これを防止する仕組みが不可欠である。
- ・ ただ乗り事業者の再商品化費用についても、正直な特定事業者が負担するのは不合理であり、しかるべき制裁が必要である。

指定法人のあり方

- ・ 日本容器包装リサイクル協会が再資源化ルートを独占している。

容器包装廃棄物の輸出の位置付け

- ・ 廃棄物の輸出については、地球規模で資源の最適循環が達成されれば良いが、一方で環境汚染については注意すべきである。
- ・ 日本の容器包装リサイクルシステムは、安全、衛生及び環境面で安定的に構築されており、中国等へ輸出されているものが日本と同様に適切に処理されているのかどうか疑問がある。

識別表示のあり方

- ・ 現在の識別表示は分かりづらいため、排出区分と識別表示の一致等、市民に分かりやすくすべきである。

普及啓発・環境教育

- ・ LCA評価等を考慮し、どのような容器包装が環境負荷が低いのか等の情報を国民に提供していく必要がある。
- ・ 容器包装リサイクル法は意外に理解されていないため、国は普及啓発、広報の更なる努力が必要である。
- ・ 適切な分別排出のため、住民への普及啓発をしっかりと行うべきである。

- 環境教育及び消費者教育をもっと強化すべきである。
- 事業者には消費者の選択を誘導する力がある。製品に容器包装の環境負荷に関する情報を掲載するなど積極的な情報発信を行うべき。
- 消費者は機動性と利便性を考慮して容器を選択するものであり、事業者には消費者の選択を誘導する力はない。